

「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

10月末に始まった新型コロナウイルス感染症の第三波は、11月以降も拡大を続け、全国的にも、12月に首都圏を中心に新規陽性者数が過去最多の状況が継続し、各地で医療提供体制のひっ迫が深刻化しており、1月7日には首都圏1都3県に対し、緊急事態宣言が発出されました。

愛知県においても、第三波を克服するため、県内全ての医療機関と協力して検査体制を強化するほか、入院病床を $1,102\text{床} + \alpha$ に増床し、医療提供体制の確保に全力をあげるとともに、1月7日から、緊急事態宣言に準じた措置として、県民の皆様及び事業者の皆様に、不要不急の外出自粛や営業時間短縮要請を2月7日まで延長するなど「特にお願いする感染防止対策」をお願いし、オール愛知で感染防止対策を全力で推進しています。

しかし、新規陽性者数は、1月7日に過去最多となる431人を記録し、入院患者数も12月28日に600人を、1月12日には700人を超える増加を続けるなど、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況が続いています。

このような状況の中、本日、国において、愛知県、岐阜県はじめ7府県に対し、緊急事態宣言の発出が決定されました。

このため、本県では、国の基本的対処方針に基づき、下記により、直ちに緊急事態措置を講じることとし、飲食店等に対する営業時間の短縮要請及びイベントの開催制限については、4日間の周知期間を経た1月18日から実施することいたします。

医療提供体制を堅持し、県民の皆様のかけがえのない生命と健康を守るため、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業の皆様と一丸となって、感染防止対策を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、強くお願いします。

- 1. 対象区域 愛知県全域**
- 2. 対象期間 1月14日(木)から2月7日(日)まで 25日間**
- 3. 要請事項 別紙「愛知県緊急事態措置 県民・事業者の皆様へのお願い」に協力をお願いします。**

2021年 1月 13日

愛知県知事 大村秀章

愛知県・緊急事態措置

県民・事業者の皆様へのお願い

全般的な方針

○国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食を伴うものを中心として、飲食につながる人の流れを制限する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

○人の移動と、人ととの接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合(※)を除き、徹底した外出自粛を要請します。

○特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

○人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごして下さい。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

○県をまたぐ不要不急の移動自粛を要請します。

○特に、緊急事態宣言発令区域・首都圏1都4県、関西圏2府1県及び福岡県への不要不急の移動自粛を強く要請します。

○感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんのが感染しないよう、人ととの距離の確保やマスク着用等基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。

○これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。

○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵

守し、感染防止対策の徹底を要請します。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 5人以上の大人数での会食・飲食は自粛をお願いします。会食・飲食する際は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用し、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量をお願いします。
- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別紙1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

ア 営業時間短縮の要請

- 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

【1月14日から1月17日までの間】

県内全域の「酒類を提供する飲食店等」に対し、5時から21時までの営業時間の短縮要請を継続します。

【1月18日から2月7日までの間】

県内全域の「飲食店等」に対し、5時から20時までの営業時間の短縮を要請します。酒類の提供は11時から19時までとして下さい。

- 上記の要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行います。

イ 営業時間短縮の働きかけ

○施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの営業時間の短縮に協力を依頼します。酒類の提供は11時から19時までとするよう依頼します。

ウ 業種別ガイドラインの遵守等

○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。

○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑥ テレワークの徹底等

○事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の徹底をお願いします。

○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑦ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底して下さい。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知して下さい。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、会食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

⑧ イルミネーション等の早めの消灯

○事業者は、20時以降のネオンの消灯と、イルミネーションの早めの消灯に協力をお願いします。

III. その他のお願い

⑨ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

○事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3-1」の基準

に制限するよう要請します。

○なお、この制限は、「別表3-2」の1月18日以降の新規販売分に適用し、既存販売分には適用しません。

○あわせて、20時までの営業時間の短縮や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

○初詣の分散参拝や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

⑩学校等での対応

○学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。

IV. 県の取組

○県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

○緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表4」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

○⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。

○県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

○緊急事態措置の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別紙1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間における飲食

- 長時間における飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寝の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	5時から20時までの 営業時間短縮、
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	11時から19時までの 酒類提供

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当見込まれる施設は、
業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

施 設	依頼する内容
運動施設、遊技場	・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	酒類の提供 11時から19時まで
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	・人数上限5,000人、 かつ、収容率要件50%以下
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)	・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで
物品販売業を営む店舗 (1,000m ² 超)(生活必需物資を除く。)	酒類の提供 11時から19時まで
サービス業を営む店舗 (1,000m ² 超)(生活必需サービスを除く。)	

別表3-1 イベントの開催制限

内容	人数制限 屋外・屋内 5,000人以下 屋内にあっては、収容定員の50%以内 屋外にあっては、人ととの距離を十分に確保（できるだけ2m） 20時以降の営業時間短縮を協力依頼
----	---

※催物開催に当たっては、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④ 手洗	<ul style="list-style-type: none"> こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	<ul style="list-style-type: none"> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	<ul style="list-style-type: none"> 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）	
⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表3-2 留意事項等

周知期間等	1月14日(水)から1月17日(日)までを周知期間として、1月18日(月)から適用する。
留意事項	○1月14日時点でチケット販売開始後の催物 (優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの) 1月14日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットの新規販売を停止すること。
	○1月14日時点でチケット販売開始前の催物 周知期間内に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットを超過するチケットの新規販売を停止すること。

別表4 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金に関すること
文化芸術課 愛知県文化芸術活動応援金事務局	052-954-7459	平日 午前9時～午後5時	愛知県文化芸術活動応援金に関すること
防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ	052-954-6143	平日 午前9時～午後5時	感染拡大予防対策指針及び緊急事態宣言・緊急事態措置

② 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6300	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		中小・小規模企業対策全体
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
[豊田加茂産業労働・山村振興グループ]	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
三河窯業試験場	0566-41-0410		
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張織維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち織維工業に関すること
三河織維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会			中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

③ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/358449.pdf		

受診・相談センター

一宮保健所	0586-72-1699	平日 午前9時～午後5時30分	一宮市、稻沢市
瀬戸保健所	0561-21-1699		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-856-0315	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制
-----------	--------------	-------------------------------------

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

受診相談センター (コールセンター)	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 夜間 オンコール(24時間)体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時 平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター)	岡崎市
	052-856-0318	土・日・祝日 24時間体制	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	0565-31-1212	夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		春日井地域
	0568-81-1133		津島地域
	0567-26-1133		刈谷地域
	0566-36-1133		豊田地域
	0565-34-1133		西尾地域
	0563-54-1133		尾張横須賀地域
	0562-33-1133		新城地域
	0536-22-1133		設楽地域
	0536-62-1133		田原地域
	0531-23-1133		

電話相談体制を整備した医療機関

稲沢市民病院	0587-32-2111	毎日 24時間体制	原則、稲沢市民を対象
くまい医院	0568-31-7525	平日 午後5時～午後10時 土、日、祝日 午前9時～午後10時	
はるひ呼吸器病院	070-1592-9384	土 午後1時～午後4時30分 日 午前9時30分～午後4時30分	
済衆館病院	0568-21-0811	毎日 午後5時～翌午前9時	
半田市立半田病院	0569-22-9945	毎日 午前8時30分～午後10時	
知多厚生病院	0569-82-0395	毎日 24時間体制	原則、南知多町、美浜町、武豊町の市民を対象
常滑市民病院	0569-36-1300	毎日 午前8時30分～午前11時30分	
公立西知多総合病院	0562-88-3300	平日 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
如来山内科・外科クリニック	050-5539-9482	土、日、祝日 午前9時～午後5時	

一般相談窓口

一宮保健所	0586-72-0321	平日 午前9時～午後5時	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-82-2196		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119		毎日 午前9時～午後5時
岡崎市保健所	0564-23-5074		毎日 午前9時～午後5時
豊田市保健所	0565-34-6052		平日 午前9時～午後5時

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局 感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
---------------	--------------	----------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からぬ方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

対象区域：愛知県全域

実施期間：1月14日から2月7日まで・25日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に20時以降の外出自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	特に首都5都県・関西2府1県・福岡県
	③高齢者等への感染拡大の防止	特に高齢者施設での対策徹底
	④基本的な感染防止対策の徹底	大人数での会食飲食の自粛等
事業者	⑤営業時間短縮とガイドラインの徹底	飲食店等20時・酒類は19時迄
	⑥テレワークの徹底等	出勤者数の7割削減を目指す
	⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策	特に休憩室等での注意周知
	⑧イルミネーション等の早めの消灯	20時以降のネオンの消灯等
その他	⑨イベントの開催制限等	5000人・50%以下等制限遵守
	⑩学校等での対応	対策徹底し教育活動を継続
県	○医療体制の更なる強化と維持	○きめ細かな支援と相談体制
	○時短協力金の支給と周知	○県機関でのテレワーク等の推進

I. 県民の皆様へのお願い

①不要不急の行動の自粛

- 生活に必要な場合を除き外出自粛を徹底
- 特に20時以降の外出自粛を強くお願い
- 人の多いところは出かけずステイホーム

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛
- 特に首都圏1都4県・関西圏2府1県・福岡県

③高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい高齢者等に配慮
- 高齢等もリスクの高い施設利用を回避
- 施設は高齢者を守る8つのポイントを徹底

④感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 大人数の飲食等は自粛
- 3密は避け、
必要な外出は短時間で



内閣官房HP掲載イラストを加工

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤時短とガイドラインの徹底

ア. 営業時間短縮要請を強化

現行
要請

期間: 1月12日(火) ~ 1月17日(日)

時間: 5時 ~ 21時

対象: 県内全ての「酒類を提供する飲食店等」



要請
強化

期間: 1月18日(月) ~ 2月7日(日)

時間: 5時 ~ 20時・酒類提供は11時 ~ 19時

対象: 県内全ての「飲食店等」



⑤ア. 感染防止対策協力金の拡充

現行
要請

期間: 1月12日(火) ~ 1月17日(日)・6日間

支給: 1店舗・1日あたり 4万円・最大24万円

要請
強化

期間: 1月18日(月) ~ 2月7日(日)・21日間

支給: 1店舗・1日あたり 6万円・最大126万円

支給

合計: 1店舗・27日間・最大150万円

支給
条件

- ①業種別ガイドラインを遵守
- ②安全安心宣言施設に登録し、PRステッカーとポスターを掲示



⑤イ. 営業時間短縮の働きかけ

内容

施設に人が集まり飲食につながる可能性のある施設に
営業時間短縮への協力を依頼（協力金対象外）

期間

1月18日(月)～2月7日(日)・21日間

時間

5時～20時・酒類提供は11時～19時

対象
施設

- 運動施設、遊技場
- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 集会場又は公会堂、展示場
- 博物館、美術館又は図書館
- ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）
- 遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）
- 物品販売業を営む店舗（1,000m²超）
- サービス業を営む店舗（1,000m²超）

あわせて、人数制限5000人、かつ、収容率要件50%以下とすることへの協力をお願いします

⑥テレワークの徹底

- 出勤者数の7割削減目指す・テレワーク徹底
- 20時以降の勤務抑制
- 時差出勤・週休や昼食時間の分散化等

⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での感染防止対策の徹底
- 特に休憩室等の居場所の切り替わりに注意
- 従業員に対策徹底・会食自粛を呼びかけ

⑧イルミネーション等の早めの消灯

- 20時以降のネオン消灯、イルミネーションは早めに

III. その他のお願い

⑨イベントの開催制限

事業者における開催制限

内容	人数上限5,000人以下かつ収容率50%以内等
期間	1月18日(月)以降
その他	20時迄の時短、イベント前後の会食自粛周知

参加者へのお願い

- 分散参拝、寺社の感染防止対策に協力
- 対策がとれない場合は参加を自粛

⑩学校等での対応

- 健康観察・感染防止対策を徹底しながら、教育活動を継続
- 特に、寮生活、部活動など集団行動での徹底
- 家庭でも、規則正しい生活習慣の徹底、極力速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛

IV. 県の取組

- 医療提供体制の更なる強化と維持に全力
- きめ細かな支援と様々な相談に対応
- 協力金の支給、市町村等と連携した啓発
- 県機関のテレワーク・時差出勤等の取組推進

緊急事態措置の期間中(1/18~2/7)、営業時間の短縮の要請に応じて頂ける事業者に対する「愛知県感染防止対策協力金」を拡充します

予算額 25,076,629千円（既決予算額 64,162,123千円→補正後 89,238,752千円）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態措置の期間中、営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者に対する協力金を拡充します。

○対象期間・支給額・対象事業者等

対象期間	2021年1月12日（火）から 2021年1月17日（日）まで【6日間】	2021年1月18日（月）から 2021年2月7日（日）まで【21日間】 ※緊急事態措置の期間
支給額	1店舗1日あたり4万円 最大24万円(要請に応じた日数分を交付)	1店舗1日あたり6万円 最大126万円(要請に応じた日数分を交付)
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者等 ＜対象施設＞ <ul style="list-style-type: none">・接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店・酒類を提供するカラオケ店 ※飲食店営業許可が必要 ＜営業時間の短縮＞ <ul style="list-style-type: none">・5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業していることが必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 (大企業も対象に追加) ＜対象施設＞ <ul style="list-style-type: none">・全ての飲食店・遊興施設等（バー、カラオケボックス等） ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 ＜営業時間の短縮＞ <ul style="list-style-type: none">・5時から20時まで・酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業していることが必要
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインを遵守・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示	

2021年1月14日（木）
 愛知県経済産業局産業部産業政策課
 広報・企画調整グループ
 担当 林、土井
 内線 3314、3321
 ダイヤルイン 052-954-6330

緊急事態措置の実施に伴う 「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」の実施概要について

2021年1月12日から2021年2月7日を対象期間として実施する営業時間短縮要請に係る「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」について、緊急事態措置の実施に伴い、実施概要を見直しましたので、お知らせします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮※を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」を交付します（2021年1月7日（木）発表済）。

この協力金について、2021年1月18日（月）から2021年2月7日（日）までの間ににおいて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施することに伴い、協力金の実施概要を見直します。

※営業時間短縮には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

2 対象期間・支給額・対象事業者等

緊急事態措置の期間においては、協力金の支給額を1店舗1日あたり6万円に増額するほか、対象事業者を拡大します。

対象期間	2021年1月12日（火）から 2021年1月17日（日）まで 【6日間】	2021年1月18日（月）から 2021年2月7日（日）まで 【21日間】 ※緊急事態措置の期間
支給額	1店舗1日あたり4万円 最大24万円 (要請に応じた日数分を交付)	1店舗1日あたり <u>6万円</u> 最大126万円 (要請に応じた日数分を交付)
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者等 ＜対象施設＞ ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 ・酒類を提供するカラオケ店 ※飲食店営業許可が必要 ＜営業時間の短縮＞ ・5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業していることが必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 <u>（大企業も対象に追加）</u> ＜対象施設＞ ・ <u>全ての飲食店</u> ・遊興施設等（バー、カラオケボックス等） ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 ＜営業時間の短縮＞ ・5時から <u>20時</u> まで ・酒類の提供は11時から19時まで ※従前より <u>20時</u> から5時の間に営業していることが必要
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示	

[参考情報]

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」(PRステッカー・ポスターの取得方法等)については、下記をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、下記をご覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

4 申請受付の方法・期間（予定）

受付方法の詳細については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、県Webページ等でお知らせします。

5 申請に必要な書類（予定）

- (1) 協力金交付申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業実態が確認できる書類
 - ・飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
 - ・確定申告書の写し
- (4) 営業時間短縮等の状況が確認できる書類
ホームページの画面の写し又はポスター・チラシの写真など
- (5) その他本人確認等に必要な書類
運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (6) 振込先口座がわかる書類

6 問い合わせ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7実施分）」、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

緊急事態措置の実施に伴う

「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」について（Q & A）

1. 協力金の概要

1-1. 営業時間短縮等要請の期間はいつですか。

→ 1月12日(火)から2月7日(日)までの27日間です。

このうち、1月18日(月)から2月7日(日)までの21日間が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施期間となります。

1-2. 誰がこの協力金を受け取れますか。

→ 営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する事業者が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力を行った場合に交付されます。

2021年1月12日から1月17日までは、中小企業者等が対象です。

緊急事態措置の実施期間である2021年1月18日から2月7日までは、大企業を交付対象に追加します。

1-3. 営業時間短縮要請の対象でない施設の事業者が自主的に営業時間の短縮を行った場合は協力金の交付対象となりますか。

→ 交付対象にはなりません。

営業時間短縮要請に協力いただいた方への協力金ですので、要請対象でない施設の自主的な営業時間の短縮については交付対象外です。

1-4. 「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」と今回の要請に伴う協力金との申請とを、まとめて申請できますか。

→ 「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」とまとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。

1-5. 2021年1月12日から1月17日の間の協力金の申請と、緊急事態措置の実施期間である2021年1月18日から2月7日の間の協力金の申請とをまとめて申請できますか。

→ 「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」として、まとめて申請いただく方向で検討しています。

1-6. 協力金の申請はいつから始まりますか。

→ 営業時間短縮要請期間の終了後速やかに受付を開始する予定です。申請期間は2月中旬から3月中旬頃を予定しています。

1-7. 申請書はどこで入手できますか。

→ 愛知県のホームページからダウンロードしていただくほか、各県民事務所及び各市町村窓口などで配布予定です。

1-8. 申請するにあたり、申請書を直接持参することはできますか。
→新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送としています。

1-9. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。
ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

2. 事業主体について

2-1. 2021年1月12日から1月17日までの協力金の対象となる中小企業者等とは何を指しますか。

→中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の各種法人も対象となります。

2-2. 中小企業の定義はなんですか。

→中小企業基本法における、各業種分類ごとの「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」の規定を満たす企業を指します。

なお、別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

※参考 URL https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01_teigi.htm

2-3. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

緊急事態措置の実施期間である2021年1月18日から2月7日までの間は、大企業も交付対象になります。

2-4. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-5. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。トラブル防止のためにも委託者と

受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

3. 対象となる施設の種類と営業形態について

3-1. 営業時間短縮の要請を受けた施設とは何を指しますか。

→以下の表のとおりとなります。

1月12日～1月17日は「酒類を提供する飲食店等」が対象ですが、緊急事態措置の実施期間である1月18日～2月7日は、「全ての飲食店等」に対象が拡大されます。

対象期間	2021年1月12日（火）から 2021年1月17日（日）まで	2021年1月18日（月）から 2021年2月7日（日）まで ※緊急事態措置の期間
対象施設	<ul style="list-style-type: none">・接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店・酒類を提供するカラオケ店 <p>※飲食店営業許可が必要</p> <p>※従前より 21時から5時の間に営業していることが必要</p>	<ul style="list-style-type: none">・全ての飲食店・遊興施設等（バー、カラオケボックス等） <p>※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要</p> <p>※従前より 20時から5時の間に営業していることが必要</p>

3-2. 酒類を提供しない飲食店を営業しています。従前午後10時までとしていた営業時間を、1月12日から午後8時までに短縮しました。1月12日～2月7日の27日間分の協力金が交付されますか。

→酒類を提供しない飲食店は、1月17日までは営業時間短縮要請の対象外です。21日間分の交付となります。

3-3. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には営業時間短縮要請を行っていません。

3-4. コンビニエンスストアのイトインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには営業時間短縮要請を行っていません。

4. 営業時間・営業日について

4-1. 従前の営業時間が、午前9時から午後5時までの喫茶店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前5時から午後9時（1月18日以降は午後8時）までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象外です。また、終日休業した場合も対象外です。

4-2. 営業時間短縮の要請期間である1月12日～2月7日の期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業している場合には、定休日も対象となります。

4-3. 営業時間短縮要請期間中、1月23日と1月24日のみ営業時間を短縮できず、午前10時から午後10時まで営業しました。協力金はどのように交付されますか。

→1月23日、24日は交付対象日数に含めることはできません。2021年1月12日から2月7日の期間において、営業時間の短縮に協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

4-4. 従前は毎日午前10時から午後8時までの営業としているが、緊急事態措置の実施期間である1月25日のみ臨時で午後8時以降の営業を行う予定です。この日を営業時間短縮した場合、協力金の交付対象となりますか。

→緊急事態措置の実施期間中、臨時で午後8時以降の営業を行う予定であった施設についても、午後8時以前に短縮すれば、その日は対象となります。

4-5. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合に対象となります。

また、定休日も交付対象日数に含みます。

4-6. 午後9時（1月18日以降は午後8時）までの営業とはどういう意味でしょうか。

ラストオーダーを午後9時（1月18日以降は午後8時）にすればよいですか。

→午後9時（1月18日以降は午後8時）までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

4-7. 緊急事態措置の実施期間中、飲食店は、酒類の提供は午後7時まで、営業時間は午後8時までと要請されていますが、実際の運用としては、午後7時までにラストオーダーをすればよいですか。それとも、実際の酒類の提供が午後7時までになされなければならないのですか。

→酒類の提供について、ラストオーダーを午後7時までにしてください。

4-8. 従前、午後9時以降まで営業していた飲食店が、緊急事態措置の実施期間中、午後8時以降はテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。

→対象となります。

営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

5. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

5-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

5-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出させていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、

「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について
(PRステッカー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

5-3. 期間中を通して終日休業するが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

5-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮をご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることができます。

6. 交付金額（要請に応じた日数）の考え方について

6-1. 営業時間短縮要請期間の全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金の交付対象になりませんか。

→営業時間短縮要請期間において、営業時間の短縮(休業含む)を行った日について、施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

6-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、すべての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。

→要請対象施設については、全面的に営業時間短縮要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

7. 他の協力金等の重複支給について

7-1. 12月18日から1月11日までの営業時間短縮要請に対する協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→これまでの休業要請、営業時間短縮要請に対する協力金の支給を受けた事業者も、交付対象となります。

7-2. 国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-3. 他の都道府県の協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-4. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるということです。

愛知県の新型コロナウイルス感染症患者の年代別内訳

	第三波:13980人 (10月21日～1月12日)		第二波:4070人 (7月～8月)		第一波:481人 (2月～4月)	
10歳未満	434人	(3.1%)	106人	(2.6%)	15人	(3.1%)
10歳代	1016人	(7.3%)	261人	(6.4%)	12人	(2.5%)
20歳代	3155人	(22.6%)	1334人	(32.8%)	82人	(17.0%)
30歳代	2048人	(14.6%)	641人	(15.7%)	56人	(11.6%)
40歳代	1975人	(14.1%)	539人	(13.2%)	66人	(13.7%)
50歳代	1893人	(13.5%)	446人	(11.0%)	83人	(17.3%)
60歳代	1229人	(8.8%)	231人	(5.7%)	66人	(13.7%)
70歳代	1170人	(8.4%)	277人	(6.8%)	49人	(10.2%)
80歳代	819人	(5.9%)	183人	(4.5%)	45人	(9.4%)
90歳代	234人	(1.7%)	49人	(1.2%)	7人	(1.5%)
100歳以上	6人	(0.0%)	3人	(0.1%)	0人	(0.0%)

(70歳代以上の割合) (15.9%) (12.6%) (21.0%)

(感染経路不明の患者数と割合) 6089人 (43.6%) 2174人 (53.4%) 123人 (25.6%)

※ 豊橋市347例目（高齢者）は、年代別内訳に含まない

愛知県の感染者の症状別状況

○ 感染者数に占める重症・中等症の内訳

第一波（2月～4月）	154人	(32.0%)
第二波（7月～8月）	444人	(10.9%)
第三波（10月21日～1月12日）	1489人	(10.7%)

区分	感染者数	軽症等	中等症	重症
第一波（2月～4月）	481人	327人	99人	55人
5月～6月	38人	30人	8人	0人
第二波（7月～8月）	4070人	3626人	359人	85人
9月～10月20日	1178人	991人	160人	27人
第三波（10月21日～1月12日）	13980人	12491人	1172人	317人

※重 症：人工呼吸器・ECMO装着者又はICU入室者。重症には死亡を含む。

中等症：酸素吸入を実施した者又は肺炎と診断された者

軽症等：上記以外の者

○検査陽性者の状況

2021年1月12日20時現在

検査実施 人数※1	陽性者数 ※2	入院 702人				入院 調整 20人	施設 入所 272人	自宅 療養 2,162人	調整 132人	退院等 16,171人	死亡 288人
			軽症・ 無症状	中等症	重症						
261,916人	19,747人	428人	223人	51人							

*1 検査実施人数については、発表時点での把握数。なお、検査件数は、292,882件。

※2 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染19人及び名古屋市重複分4人については、含めていない。

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

○クラスターの感染 2,415人

	発生しているクラスター	終息したクラスター（12月27日～）
職場	3 W(20人)、4 D(20人)	3 I(30人)
医療・高齢者施設等	3 C(62人)、3 M(46人)、3 R(42人)、3 T(61人) 3 U(16人)、3 V(44人)、3 Y(111人)、3 Z(25人) 4 A(27人)、4 C(16人)、4 E(21人)、4 F(27人) 4 G(27人)、4 H(20人)、4 I(26人)、4 L(10人)	3 A(35人)、3 B(53人)、3 F(21人) 3 H(20人)、3 J(41人)、3 K(12人) 3 O(33人)、3 P(23人)、3 Q(23人) 3 X(20人)、4 B(18人)
保育施設・学校等		3 E(21人)、3 G(16人)、3 L(16人)
繁華街の飲食店		3 D(19人)
会食	4 J(11人)	
スポーツジム		
その他	4 K(13人)（クラブチーム）	3 N(11人)(クラブチーム) 3 S(10人)(船舶)

※12月26日以前に終息したクラスター A～Z、2A～2Z（1348人）

- 県外由来の感染 662人
 - 海外由来の感染 61人
 - その他の感染 16,609人

<参考>検疫患者の状況

愛知県内における新型コロナウイルス検査件数

2021年1月12日20時現在

検査日	検査件数 (件)			陽性者数 (人)	率 (%)
	PCR検査	抗原検査	計		
2月	618	—	618	27	4.4
3月	3,983	—	3,983	148	3.7
4月	6,612	—	6,612	311	4.7
5月	6,179	6	6,185	22	0.4
6月	3,369	173	3,542	17	0.5
7月	12,975	1,552	14,527	1,446	10.0
8月	28,757	4,921	33,678	2,644	7.9
9月	21,733	4,914	26,647	824	3.1
10月	22,021	4,967	26,988	890	3.3
11月	39,311	11,620	50,931	3,977	7.8
12月1日(火)～12月14日(月)	29,090	9,715	38,805	2,733	7.0
12月15日(火)	2,510	825	3,335	241	7.2
12月16日(水)	2,526	1,021	3,547	257	7.2
12月17日(木)	2,413	1,219	3,632	199	5.5
12月18日(金)	2,303	985	3,288	224	6.8
12月19日(土)	1,395	463	1,858	182	9.8
12月20日(日)	1,237	504	1,741	69	4.0
12月21日(月)	2,528	1,254	3,782	208	5.5
12月22日(火)	2,895	1,250	4,145	372	9.0
12月23日(水)	3,013	1,106	4,119	142	3.4
12月24日(木)	3,070	1,153	4,223	251	5.9
12月25日(金)	2,635	898	3,533	258	7.3
12月26日(土)	1,729	475	2,204	245	11.1
12月27日(日)	1,186	567	1,753	105	6.0
12月28日(月)	2,641	1,313	3,954	238	6.0
12月29日(火)	1,691	787	2,478	274	11.1
12月30日(水)	1,228	559	1,787	262	14.7
12月31日(木)	1,600	392	1,992	188	9.4
1月1日(金)	660	514	1,174	140	11.9
1月2日(土)	1,248	459	1,707	202	11.8
1月3日(日)	1,371	765	2,136	137	6.4
1月4日(月)	2,773	1,319	4,092	295	7.2
1月5日(火)	2,648	1,208	3,856	347	9.0
計	219,948	56,904	276,852	17,875	6.5

* 愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

* 民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

* 【参考】疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計246,866人。

* 抗原検査は5月13日付けの厚生労働省通知に基づき開始。

* 陽性者数はその日に陽性確定した人数です（発表の人数とは異なります）。

* 検査件数は、医療機関及び民間検査の件数の報告が1週間以内を目処に行われることとなっており、これに伴いこの間の陽性率が実態を表していないことから、1週間経過後に記すこととします。

感染者数と感染経路不明者数の推移

2021年1月12日現在

期間	患者数	感染経路不明
2020年 2月	27	1 (3. 7%)
3月	149	24 (16. 1%)
4月	305	98 (32. 1%)
5月	22	10 (45. 5%)
6月	16	7 (43. 8%)
7月	1, 307	721 (55. 2%)
8月	2, 763	1, 453 (52. 6%)
9月	828	346 (41. 8%)
10月	864	381 (44. 1%)
11月1日(日) ~ 11月7日(土)	504	205 (40. 7%)
11月8日(日) ~ 11月14日(土)	814	335 (41. 2%)
11月15日(日) ~ 11月21日(土)	1, 076	521 (48. 4%)
11月22日(日) ~ 11月28日(土)	1, 174	591 (50. 3%)
11月29日(日) ~ 12月5日(土)	1, 308	647 (49. 5%)
12月6日(日) ~ 12月12日(土)	1, 368	603 (44. 1%)
12月13日(日) ~ 12月19日(土)	1, 442	569 (39. 5%)
12月20日(日) ~ 12月26日(土)	1, 481	634 (42. 8%)
12月27日(日) ~ 1月2日(土)	1, 457	535 (36. 7%)
1月3日(日) ~ 1月9日(土)	2, 172	978 (45. 0%)
1月10日(日) ~ 1月12日(火)	670	258 (38. 5%)
計	19, 747	8, 917 (45. 2%)